

令和4年12月2日

公益社団法人全日本不動産協会広島県本部本部長 様

広島県土木建築局建築課長
(730-8511 広島市中区基町 10-52)

広島市が新規作成等した浸水（内水）ハザードマップの周知について（依頼）

県行政については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

令和4年12月1日付け広設計第110号で広島市下水道局施設部計画調整課長から「浸水（内水）ハザードマップの新規作成等について（情報提供）」がありました。

広島市のホームページにも記載されていますが、この度広島市が新たに浸水（内水）ハザードマップに追加した地区は、水防法に基づくものではないため、宅地建物取引業法に規定された説明義務の対象ではありませんが、平成27年3月17日付けで広島県と貴協会で締結した「不動産取引の機会を捉えた防災情報の周知に関する協力協定」に基づき、貴協会員に周知し、重要事項説明等の機会を捉えて県民への周知を図るようご協力をお願いします。

なお、ハザードマップの詳細については、広島市下水道局施設部計画調整課に直接お問合せください。

広島市水害ハザードマップ URL

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/gesuido/2779.html>

担当 宅建業グループ
電話 082-513-4185